

香取市地域公共交通協議会 (第50回協議会資料)

目次

議 事

- (1) 香取市地域公共交通協議会規約の改正について 1
- (2) 令和5年度事業計画(案)及び予算(案)について 3
- (3) 地域公共交通計画の策定について 6

議事（１） 香取市地域公共交通協議会規約の改正について

香取市地域公共交通協議会規約第４条（役職）の規定についての修正を行うことについて、下記のとおり協議する。

●香取市地域公共交通協議会規約 別表（第４条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	経営企画部長 → 総合政策部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長

別表（第4条関係）

関係運輸支局長又はその指名する職員	関東運輸局千葉運輸支局 首席運輸企画専門官（輸送）
千葉県公共交通担当職員	千葉県総合企画部交通計画課 企画調整班長
乗合バス等関係事業者又は関係団体の代表者	一般社団法人千葉県バス協会 専務理事
	一般社団法人千葉県タクシー協会 専務理事
	北総自動車株式会社 代表取締役
	京成タクシー成田株式会社 代表取締役
	千葉交通株式会社 取締役
	関鉄観光バス株式会社 佐原営業センター長
	ジェイアールバス関東株式会社 東関東支店長
	晃進物流株式会社 代表取締役
	関鉄グリーンバス株式会社 代表取締役社長
	関東鉄道株式会社 常務取締役
東日本旅客鉄道株式会社 佐原駅長	
乗合バス等関係事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者	千葉交通労働組合 書記長
道路管理者	千葉県香取土木事務所 所長
関係警察署員	香取警察署 交通課長
地域住民を代表する者	佐原地区市民代表
	小見川地区市民代表
	山田地区市民代表
	栗源地区市民代表
地域福祉推進に携わる者	社会福祉法人香取市社会福祉協議会 事務局長
識見を有する者	NPO 法人まちづくり支援センター 代表理事
市長が必要と認める者	香取市高齢者クラブ連合会 会長
市の職員	総務部長
	総合政策部長
	生活経済部長
	福祉健康部長
	建設水道部長
	教育次長

議事（２） 令和５年度事業計画（案）及び予算（案）について

令和５年度の事業計画（案）及び予算（案）について協議する。

（１） 令和５年度事業計画（案）

① 香取市地域公共交通計画の策定

現在の香取市地域公共交通網形成計画（以下、「現計画」という。）については計画期間を令和７年３月末としている。令和６年４月からは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の法改正等が予定されるが、その影響により、現行の市公共交通網の維持が非常に困難になることが予想される。

そのことから、市民の交通手段の維持・確保のため、それら影響を考慮した市公共交通体制の整備を早急に検討する必要があるため、香取市地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）を前倒しで策定する。

② 香取市地域公共交通網形成計画の事業評価（進行管理）の実施

現計画に定められた各事業の実施状況について、評価指標をもとに検証し、目標達成に向けたより効果的な実施方法等について検討する。

③ 地域内フィーダー系統確保維持計画の作成

香取市循環バスや香取市乗合タクシーについて、国からの地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けるため、補助金の申請に必要な地域内フィーダー系統確保維持計画を作成する。

④ 協議会における承認を必要とする事項の協議

自家用福祉有償旅客運送に係る登録更新や、循環バスのルート変更及びダイヤ改正等の協議会における承認を得る必要のある事項について協議を行う。

(2) 令和5年度協議会開催スケジュール

時期等	内容
第1回（令和5年6月）	<ul style="list-style-type: none">・ 交通計画の策定（委託業務受注者、策定方針など）について・ 令和6年度（R5.10月～R6.9月）地域内フィーダー系統確保維持計画について・ 現計画の事業評価（進行管理）について
第2回（令和5年8月）	<ul style="list-style-type: none">・（※委員説明が必要な場合のみ）路線バス等の10月改正
第3回（令和5年10月）	<ul style="list-style-type: none">・ 交通計画の策定（進捗報告など）について
第4回（令和6年1月）	<ul style="list-style-type: none">・ 交通計画策定（計画案についてなど）・ 地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について・ 自家用福祉旅客運送の有効期間更新について
第5回（令和6年3月）	<ul style="list-style-type: none">・ 交通計画策定について（計画の確定についてなど）・ 令和6年度事業計画（案）及び予算（案）について

※上記によらず、協議会開催の取り止めや、開催時期の変更がある。

また、協議会による協議が必要な場合には、都度、協議会を開催する。

(3) 令和5年度予算(案)

<収入>

(単位:円)

科目	金額	摘要
1 負担金・補助金	5,450,000	
1 補助金	5,450,000	香取市補助金(公共交通協議会補助金)
合計	5,450,000	

<支出>

(単位:円)

科目	金額	摘要
1 事業費	5,450,000	
1 事業推進費	5,450,000	
1 調査研究費	5,000,000	香取市地域公共交通計画策定委託
2 印刷製本費	450,000	公共交通計画印刷委託
合計	5,450,000	

議事（３） 地域公共交通計画の策定について

香取市では、第２次香取市総合計画及び香取市都市計画マスタープラン等との整合性を図り、公共交通に係る事項を位置付けた「香取市地域公共交通網形成計画」（以下、「現計画」という。）（計画期間：令和２年度～令和６年度）を令和２年３月に策定し、総合的なまちづくりの一環として公共交通施策を実施してきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大による生活様式の変化や、交通手段の運転手などの担い手不足等の影響が、本市においても、路線バス等の減便という形で顕在化をしている。また、令和６年４月には労働基準法の一部改正に伴う運送業における働き方改革が実施されことから、現在の公共交通体系の維持が非常に困難になることが見込まれる。

以上の理由により、市民の生活の足を確保するための緊急的な措置として、それら変化に早急に対応し、将来を見据えた実現性のある公共交通網の構築を念頭においた見直しを行うため、前倒しで、令和６年度～令和１０年度を計画期間とする香取市地域公共交通計画（以下、「交通計画」という。）を策定するものとする。

１．交通計画策定手法

実施項目	内容
1. 基礎調査・分析	香取市や国・県の上位・関連計画を整理し、国勢調査や市循環バス乗降調査結果等の整理・把握を行う。
2. 公共交通利用者ニーズの分析	住民自治協議会などの市民へのヒアリング等を実施し、現サービスに対する満足度や公共交通の維持・確保のあり方を把握し、計画方針を検討するにあたっての基礎資料とする。
3. 運行事業者ヒアリング	公共交通の現状及び今後の動向を把握するためヒアリング調査を行う。
4. 問題点及び課題の整理	福祉系サービス等の市各種交通関連施策を整理し、問題点・課題を整理する。
5. 現計画の評価	現計画で掲げる実施事業の達成状況の評価を行う。
6. 交通計画に係る基本方針と目標の検討	調査結果や現計画の評価等を踏まえ、交通計画の基本方針、目標等の検討を行う。
7. 目標を達成するための実施事業の検討	目標を達成するために実施する事業について、事業概要・実施スケジュール・実施主体等の検討を行う。検討にあたっては、各種調査や実現可能性等を加味する。
8. パブリックコメントの実施	広く市民の意見を集約するためパブリックコメントを実施し、計画に反映する。

2. 策定支援業務の委託

交通計画策定にあたっては、豊富な専門知識、経験や実績、高い企画力を持つコンサルティング会社を公募型プロポーザルにより選定し、策定作業全般について支援を受けながら、効率的に策定する。

なお業者選定にあたっては、本協議会委員及び事務局職員の中から会長が指名する者5名程度で組織する選定審査会を組織し、提案内容等から選定を行う。

3. スケジュール予定

時期	内容
令和5年5月	支援業務委託契約の締結
令和5年6月	協議会開催（策定方針説明）
令和5年6月～9月	各種調査等の実施
令和5年9月～10月	調査等の集計、協議会開催（進捗報告）
令和5年10月～令和5年12月	計画案の作成
令和6年1月	協議会開催（計画案決定）
令和6年2月	パブリックコメントの実施
令和6年3月	協議会開催（計画策定）、成果品の納品